

佐倉福音キリスト教会

サクサク通信

2022年6月号(第90号)



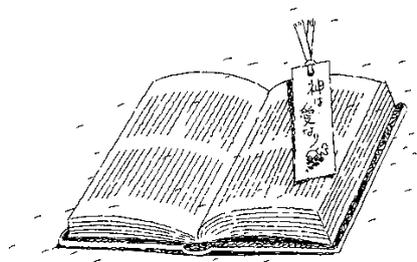
牧師：大高 伊作

電話：043-461-2983

住所：佐倉市臼井田 774-83

mail:isaku.sakura.church@gmail.com

HP : http://sakura-fukuin.com



今月の聖書のことば

「あなたの隣人について、
偽りの証言をしてはならない。」

【出エジプト記 20 章 16 節】

十戒の第九戒は「偽りの証言」を戒めています。偽り・嘘がいけないことは誰もが知っていることですが、私たちはダメだと分かっているにもかかわらず、嘘をつき、偽りの証言をすることがあるのではないのでしょうか。ある牧師は「嘘をついてでも失いたくないものがある」と言い、その例として築き上げてきた信頼、人間関係、評価を失うことへの恐怖であり、恥をかきたくないという思いが嘘をつこうという思いに導くと言いました。これはその通りであり、私たちは自分の名誉を守るために、あるいは自分の家族や周囲を守るために嘘をつくことがあります。日本には「嘘も方便」という言葉があるくらいで、事がうまく運ぶためならば嘘が許容されるのですが、果たしてそれでよいのでしょうか。

第九戒で想定されている状況は、裁判での証言です。十戒が制定された当時の社会では、問題が起これば裁判が行われ、証言

を求められることが多かったのかもしれませんが。その際に、もし偽りの証言がなされたら大変なことになります。それは、その証言によって被告人の運命が決することになるからです。時には死刑になるか否かが、その証言によって決まることもありましたが、偽りの証言がなされると、間違った道へ導くことになり、人の名誉・尊厳が損なわれることになります。また、これは裁判の証言の時にだけ守られれば良いものではありません。私たちは、事件や事故の目撃者になることもありますし、様々なトラブルの証言を求められることもあります。その時に、自分の親しい人をかばうために嘘をつくことはあってはなりません。更に、現代は SNS があり、誰もが自由に情報発信できます。その際に偽りを投稿しないことは言うまでもありませんが、情報を受け取る際にも、鵜呑みにしないことが求められます。「ポストトゥルース」「フ

